

札幌市キャラバン・メイト活動の 手引き



認知症サポーターキャラバンマスコット

「ロバ隊長」

令和3年度

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

1 認知症サポーターキャラバンとは

厚生労働省が推進する「認知症サポーターキャラバン」は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によってつくっていくことを目指しています。



認知症サポーターの「キャラバン」(隊商)の隊長として、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」への道のりの先頭を歩いています。ロバのように急がず、しかし一歩一歩着実に、キャラバンも進んでいきます。

2 キャラバン・メイトの役割

- (1) 地域住民(職域、学校等を含む)等を対象に、**認知症サポーター養成講座**(以下「講座」という。)の講師を務め、地域における認知症の理解者・支援者となる**認知症サポーター**の育成を図る。(※**最低年3回以上の講座を開催**)
- (2) 「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体等へのはたらきかけ、協力・連携体制づくりなど地域ケアネットワーク化を進め、認知症を地域で支えるリーダー役を担う。
- (3) 自らも**認知症サポーター**として、身近にいる認知症の人及びその家族への支援を行うとともに、札幌市及び区役所・地域包括支援センター・認知症介護指導者等と連携・協力をしていく。

3 キャラバン・メイトの活動形態

- (1) 地域住民・職域・学校・企業等を対象に、自ら講座を企画・開催する。
- (2) 地域住民・学校・企業等から講座の講師依頼により、講師を務める。(札幌市を通じての依頼を含む。)

4 「認知症サポーター養成講座」の基準

(1) 対象者

地域住民、職域、学校、広域の団体・企業等の従事者など

例) 自治会、老人クラブ、子ども会、ボランティア団体、商工会議所、銀行等金融機関、スーパー、コンビニ、学校、警察、消防、公共交通機関等

(2) 講座の基本カリキュラム (計90分)

基本となる内容	標準時間
① 認知症サポーターキャラバンとは	15分
② 認知症を理解する〈1〉 ア 認知症とは イ 認知症の症状 ウ 中核症状 ・ 記憶障がい ・ 見当識障がい ・ 理解・判断力の障がい ・ 実行機能障がいについて ・ 感情表現の変化 等 エ 行動・心理症状 (BPSD) とその支援 ・ 元気がなくなり、引っ込み思案になることがある ・ 身の回りのことに支障が起こってくる ・ 周辺の人が疲弊する精神症状 ・ 行動障がいへの理解	30分
③ 認知症を理解する〈2〉 オ 認知症の診断・治療 ・ 早期診断、早期治療が大事なわけ ・ 認知症の治療 ・ 認知症の経過と専門家との関係 ・ 成年後見制度／日常生活自立支援事業 カ 認知症予防について キ 認知症の人と接するときの心がまえ ク 認知症介護をしている人の気持ちを理解する	30分
④ 認知症サポーターとは 認知症サポーターのできること	15分

(3) 所要時間

おおよそ1時間から1時間半程度。対象に合わせ内容を組み立てる。

※ 60分にする場合も講座の基本カリキュラム①～④の項目は必須。「認知症を理解する〈1〉」については、30分以上確保すること

※ 小学校・中学校での授業としての開催は、授業時間に合わせた時間で実施可能。

(4) 使用教材について

① テキスト

講座で使用する教材は、「全国キャラバン・メイト連絡協議会」作成の「認知症サポーター養成講座標準教材『認知症を学び地域で支えよう』※」を基本とする。

※ 小学生の場合は、小学生用『認知症ってなあに？』

※ 中学生の場合は、中学生用『認知症を知ろう』

その他、標準教材の趣旨を踏まえた内容の教材・資料等を対象者に応じて活用することもできる。

② 認知症サポーターカード

認知症サポーター養成講座受講者のみに配布する。

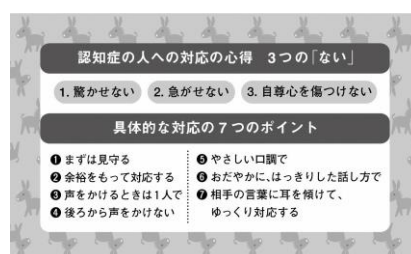
※ 講座を受講していない方に配布することは認められません。

※ 令和3年4月1日より「オレンジリング」から変更になりました。

(大人用・表)



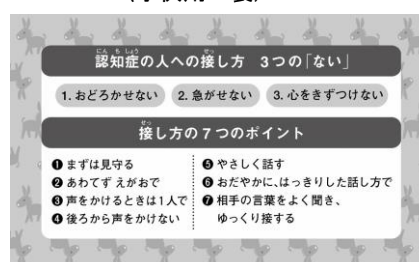
(大人用・裏)



(子供用・表)



(子供用・裏)



③ DVD

- ・ 認知症サポーター100万人キャラバン [15分]
- ・ スーパーマーケット編 [11分]
- ・ 金融機関編 [5分] [24分]
- ・ マンション編 [5分] [16分]
- ・ 交通機関編 [23分]
- ・ 訪問業務編 [16分]

それぞれ希望に応じて貸出可能（複写可）

④ その他のパンフレットや上記以外のDVDなどの使用は必要に応じて利用可能

5 「認知症サポーター養成講座」開催の流れ

	自ら講座を企画・開催する場合	札幌市に開催依頼があった場合	備考
①		「札幌市認知症サポーター養成講座講師派遣依頼書（様式1）」を提出	地域住民・企業等 ↓ 介護保険課
②		↓ 講師の調整	介護保険課 ↓ キャラバン・メイト
③		↓ 講師決定	講師決定後の詳細の調整は、申込者とキャラバン・メイトが直接行う。
④		↓	「札幌市認知症サポーター養成講座開催計画表（様式2）」の提出（講座開催の3週間前までにご提出ください）
⑤	↓	教材の送付（受渡） (開催の1週間前を目途に送付)	全国キャラバンへ提出 介護保険課 ↓ キャラバン・メイト
⑥	↓	認知症サポーター養成講座の開催	キャラバン・メイト
⑦	↓	「札幌市認知症サポーター養成講座実施報告書（様式3）」の提出（開催後2週間以内）	キャラバン・メイト ↓ 介護保険課
⑧	↓	教材の返却	全国キャラバンへ報告 キャラバン・メイト ↓ 介護保険課

6 標準教材、認知症サポーターカード等の取扱い

(1) 申込方法

「札幌市認知症サポーター養成講座開催計画表」に必要数を明記し、提出する。

※ 「標準教材及び認知症サポーターカードの必要数」＝「受講予定者数」

(2) 教材経費について

標準教材、認知症サポーターカードは、必要数を札幌市が無料で提供する。

DVDは、札幌市が無料で貸し出す。

(3) 返却について

DVD及び標準教材及び認知症サポーターカードの残部は、後日返却（郵送、持参等）

※ DVDと余った教材及び認知症サポーターカードについては、必ず返却してください。

7 関係様式

(1) 札幌市認知症サポーター養成講座講師派遣依頼書（様式1）

(2) 札幌市認知症サポーター養成講座開催計画表（様式2）

(3) 札幌市認知症サポーター養成講座実施報告書（様式3）

(4) 札幌市キャラバン・メイト登録情報変更届（様式4）

(5) キャラバン・メイト登録削除届（様式5）

※ 札幌市公式ホームページ内「札幌市キャラバン・メイト」に電子媒体を掲載

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k235caravan.html>

8 関係様式の提出先

(1) 郵送の場合

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目（3階北）

札幌市保健福祉局介護保険課認知症支援担当係

(2) FAXの場合

011-218-5117

(3) E-mailの場合

ninchishoshien@city.sapporo.jp

9 留意事項

- (1) 講座を受講した認知症サポーターについては、名前の登録は必要ありません。そのため「認知症サポーター養成講座実施報告書」には、人数と男女内訳、おおよその年代内訳のみの記載となります。受講者数は、全国のサポーター数としてカウントされます。
- (2) 札幌市では「キャラバン・メイト」が実施する「認知症サポーター養成講座」は、ボランティアとしての活動と位置づけていることから、受講にかかる費用は原則無料として行うようお願いいたします。
- (3) 今後、全国キャラバン・メイト連絡協議会において、内容・形式等の変更があった際には、全国キャラバン・メイト連絡協議会のホームページで周知されます。
- (4) 勤務先（勤務地）の変更、氏名が変更になった場合等でキャラバン・メイトとしての登録事項に変更がある場合は、「キャラバン・メイト登録情報変更届」（様式4）を提出してください。
- (5) 疾病等によりキャラバン・メイトとして活動が困難になった場合は、「キャラバン・メイト登録削除届」（様式5）を提出してください。
- (6) その他の詳細は「キャラバン・メイト養成テキスト」を熟読し、参考にしてください。

10 Q&A

- (1) キャラバン・メイト情報登録に関すること

【Q1】法人内で異動がありました。何か手続きはありますか？

キャラバン・メイト皆様の情報は、全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録されています。氏名及び所属、住所、電話番号等に変更が生じた場合は、「キャラバン・メイト情報変更届」を札幌市介護保険課に提出してください。

【Q2】市外の〇〇市の事業所に転職することになりました。今後、〇〇市で活動することになりますが、手続きはどのようにすると良いでしょうか？

札幌市介護保険課に「キャラバン・メイト情報変更届」を提出してください。全国キャラバン・メイト連絡協議会を通して、〇〇市に所属自治体（市区町村）が変更となります。

【Q3】体調を崩しキャラバン・メイトの活動ができなくなったため、登録を削除したいのですが、どうしたらいいですか？

キャラバン・メイトの皆様には、年3回以上「認知症サポーター養成講座」の講師として活動していただくことをお願いしておりますが、今後、キャラバン・メイトとしての活動ができなくなった場合には、「キャラバン・メイト登録削除届」を提出してください。

【Q4】キャラバン・メイト登録削除届の提出後に、再度、登録することはできますか？

「キャラバン・メイト登録削除届」を提出すると、今後、再登録及びキャラバン・メイト養成研修の受講ができなくなりますので、地域包括支援センターや介護予防センター等に異動・転職する可能性がある場合、もしくは、学校・企業等からの依頼、ご自身の職域や地域等を対象に認知症サポーター養成講座を開催する可能性がある場合には「キャラバン・メイト登録削除届」を提出することはお控えください。

(2) 認知症サポーター養成講座に関すること

【Q5】認知症サポーター養成講座を開催しましたが、受講者の年代がわからず、実施報告書の記載はどうしたらいいですか？

おおよその年代で内訳を記載してください。

【Q6】認知症サポーター養成講座を開催するにあたり、適切ではない対象者はありますか？

介護サービス事業者がその従事者に対して実施する研修（職員研修等）は、認知症サポーター養成講座として位置づけることはできません。ただし、事業所内の有志が集まり個人として講座を受けるのであれば差し支えありません。

また、ホームヘルパー等、数か月間などの短期間で介護の資格を取得する専門学校での開催、介護職員の養成や資格取得等を目的とする研修についても不可となりますが、年単位で通うような大学や専門学校については問題ありません。

営利目的または布教・宣伝活動を目的とした認知症サポーター養成講座を実施することについても、認められておりませんので、ご注意ください。